

グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて

～平成28年熊本地震からの復旧・復興と、

世界とつながり、世界と戦えるくまもと農業の実現へ～

“森林の担い手への集約”と、

“新たな担い手参入”の加速化・実現に向けて

熊本県



グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて

1

現状・課題

●熊本地震による影響① ～農業への被害～

- 農林水産関係の被害状況
- ・1,826億円(H30.3.13時点)
 - ・うち農業:1,353億円
 - ・過去最大の被害額

●熊本地震による影響② ～労働力不足の深刻化～

- 県内人口の推移
- ・約179万人(H29.1.1時点)
 - ・前年から1.3万人減少
 - ・平成に入って過去最大の減少数
- 県内有効求人倍率の推移
- ・有効求人倍率:1.81倍(H30.6時点)
 - ・過去最高値を更新

●外国人雇用状況

- 外国人雇用者数の推移
- ・29年度:7,743人
 - ・うち農林業:2,384人
 - ・年々増加し、農林業の割合は、全体の3割と非常に高い。
- 外国人技能実習生の受入状況
- ・施設園芸(トマト、なす、いちご等)が盛んな地域(八代、玉名、阿蘇)を中心に、受け入れ。

●県農業産出額

- ・29年度(県推計):3,498億円
- ・震災を受けても増加(8年連続)

●県産農林水産物の輸出額

- ・29年度:53.9億円
- ・うち農畜産物:9億円
- ・過去最高を更新

●海外からの農業研修等の受入

- ・平成27年度以降、海外(※)からの農業研修が増加
- ※バリ、タイ、ベトナム、ミャンマー、ネパール、モンタナ

創造的復興の展開

震災復興を進める熊本県において、『グローバルな農業相互支援及び高度外国人材の育成に係る』熊本型特区』スキームの構築』を中核に、戦略的な輸出や食と農を通じたインバウンド・アウトバウンドの推進、革新的な技術の開発・導入等を世界的視点から一体的に推進し、震災を乗り越え、農業の成長産業化、国際競争力の強化を実現し、グローバル農業の戦略拠点を形成する。

(1)震災復興にもつながる外国人材の受入・育成体制の整備

熊本県がこれまで培ってきた海外との技術交流や多様な農業人材(国内外)の育成方法を活用し、雇い手・働き手両者がWIN-WINの関係となる「しくみ」を新たに構築する。

【取り組む主な規制改革メニュー】

- ①農業支援活動を行う外国人材の受入れ
- ②震災復興を含む農業相互支援及び高度な技術習得を目指す農業外国人材の受入れのための在留資格の見直し(新)

震災復興に向けた農業人材の受入・育成に係る『熊本型特区』スキームの構築

中核

(2)戦略的な輸出・インバウンド推進と新たな産業の創出

年間を通じて多彩な農畜産物が生産されるという強みを活かし、外国人材との連携や誘客等により新たなマーケット開拓や食や農に関する新たな産業の創出等を図る。

【取り組む主な規制改革メニュー】

- ①ハラール食肉生産活動に係る出入国管理及び難民認定法の特例(新)
- ②海外輸出用農産物のGI登録規制緩和(新)
- ③クールジャパン外国人材の受入れ促進
- ④農家レストランの農用地区域内設置の容認
- ⑤滞在施設の旅館業法の適用除外
- ⑥農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除



(3)農業技術イノベーションの促進

県農業研究センターやフードパレーアグリビジネスセンター等を中心に、ICT等を活用した新技術の開発・研究を行う。

【取り組む主な規制改革メニュー】

- ①農道・公道における農業機械の自動(無人)走行の特例(広域農場の取組推進)(新)

一体的に推進

- ◆競争力の高い農畜産物 ⇒ 国内外へ拡大
- ◆外国人材の育成 ⇒ 母国での活躍とアウトバウンド支援

目指す姿

関連規制改革メニュー

外国人材の生活支援(新)

- ①農業外国人材に対する公営住宅の利用に係る入居者資格要件緩和
- ②農業外国人材に対する年金の学生納付特例制度(負担猶予)対象者拡充
- ③自家用自動車の活用拡大による送迎体制の整備
- ④外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替えに係る手続きの簡素化

シルバー人材の活躍

- ①農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

地域資源の活用 <鳥獣被害対策、ジビエの利活用等>

- ①有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管

外国人留学生の県内起業促進 (H29.5.22国家戦略特区提案)(新)

- ①外国人が本邦において事業の経営を行うため「経営・管理」の在留資格の要件緩和
- ②民設のインキュベーション施設入居資格の要件緩和

森林の集約化と新規参入の加速化(新)

- ①新規参入促進のための「認定事業主」認定要件の緩和
- ②森林版中間管理機構の設置し、「森の担い手」への経営委託・所有権移転・利用権設定等対応手法の緩和
- ③課税台帳情報提供の要件緩和及び強制登記
- ④森林所有者の責務の明確化

平成28年熊本地震からの復旧・復興と、世界とつながり、世界と戦えるくまもと農業の実現

●特区を活用した農業人材受入・育成の意義・目的

= 雇い手・働き手両者が
WIN-WINの関係づくり

⇒ 熊本農業の成長・創造的復興
技能取得・母国の農業振興

①熊本県がこれまで培ってきた海外との技術交流や多様な農業人材の育成方法を活用し、即戦力かつオールラウンダーな高度農業人材の育成を行う。
併せて、生活の支援体制を充実させ、外国人材の満足度の向上を図る。

②受入側については、熊本県農業労働力連携会議が効率的な派遣に向けた調整を行うなど全体をサポートし、支援体制を構築する。

⇒この確かな技術向上スキームと整った労働環境により、雇い手・働き手が互いに安心し、深い信頼関係を築き、ひいては、被災地を含めた地域の活性化や県農業の発展につなげる。



※点線枠(赤):新提案分
※実線枠(青):規制改革メニュー分
(国家戦略農業支援外国人受入事業)

熊本型国家戦略特別区域
農業相互支援及び高度外国人材育成
事業

・震災復興支援
・農業成長支援
・人材育成支援

農業労働力サポートセンター
(日本人労働者のあっせん業務)

情報共有・サポート

【全体サポート】熊本県農業労働力連携会議
(※県、J A 中央会、農業会議、農林中金、
J A、市町村等で構成)

※熊本地域の一例

研修(座学・実地)

業務

	研修(座学・実地)	業務
1月	日本語講座	農大での研修 (くまもと農業アカデミー等)
2月	農業機械 技術習得	卸売市場
3月		道東場 A (ナス)
4月		生産現場 A (トマト)
5月		道東場 B (トマト)
6月		関連作業 (林・水)
7月	最先端研 究施設	共同加工 施設
8月	観光農園	売場研修
9月		畜産農家
10月		生産現場 B (ナス)
11月		生産現場 C (かんきつ)
12月		道東場 C (かんきつ)

年間を通じた多様な業務・
先進農業技術研修

情報共有・サポート

監視

作業・研修支援

国内人材
(未就労者、
高齢者)

農作業・研修

作業・研修支援

農作業・研修

雇用契約

適正受け入れ管理協議会
(※国と自治体で構成)

監視

特定機関(派遣元)

サポート

派遣契約

苦情相談

雇用契約

農業経営体

農作業

作業指示

住居の手配

◆公営住宅の利用
【②公営住宅法第23条】

納税の負担軽減

◆学生納付特例制度
の要件緩和
【③国民年金法第90条の3】

送迎体制の整備
【④国家戦略特区法第
16条の2】

外国の運転免許証から
日本の運転免許証への切り替えに
係る手続きの簡素化
【⑥道路運送法】

生活支援

震災復興を含む農業支援をしつつ
高度な農業技術等習得を目指す
者(技能要件緩和)
【①入管法第2条の2第2項】

外国人材

一定水準以上の技能を有する者
技能:1年以上の実務経験を有し、かつ
必要な知識及び技能、日本語の能
力を有している者
在留期間:通算3年

住居等の
生活支援
※「熊本型国家
戦略特区
農業支援外
国人受入事
業」と同様。

修了試験

外国人材

外国人材 修了者

(幅広い高度な能力を有する者)
・技能:在留資格「技能実習2号」相当
・在留期間:通算3年
【⑥国家戦略特別区域法施行令】

国内人材

熊本県の農業人材として活躍
母国の農業振興へ貢献

熊本県の担い手農業者

外国人
技能実
習制度

(1) 震災復興を進める熊本から始める「グローバルな農業相互支援及び高度外国人材の育成」体制の整備
～震災復興にもつながる外国人材の受入・育成体制の整備＜概念＞～

3

国際協力としての技術輸出 ⇒ 母国での活躍拡大 ⇒ 海外との強いつながり ⇒ 輸出拡大

高度農業技術

農作物の加工等
6次産業化



ICT環境制御



高性能機械



収穫量測定システム付
コンバインの導入

石油代替木
材燃料利用

マルチ栽培

光センサー選別・
パッケージセンター

汎用型
農地改良

高度な
農業人材
として活躍

多様な業務・研修
経験者

農業外国人材

バリ州



農畜産業における技術交流に
関する合意書締結 (H30.2.5)

海外技術交流

モンタナ州

ベトナム

ミャンマー

ネパール

タイ



若手農業者視察受入

災害対応技術

地震



復旧前

創造的復旧・復興後



噴火



豪雨・濁流

干ばつ

台風

高潮（塩害）

熊本型特区で育成

研修受入体制（コンソーシアム）

農研

熊大・東海大・県立大

農大

農業アカデミー
農業経営塾
就農支援講座

(1) グローバルな農業相互支援及び高度外国人材育成体制の整備 『熊本型特区』スキームの構築

規制改革内容

- 震災復興を含む農業相互支援及び高度な技術習得を目指す外国人材の受入れのための在留資格の見直し
- 農業外国人材に対する生活支援

4

阻害要因
・
関係法令

震災復興を含む高度な農業技術等習得を目指す外国人材は、入管法における在留資格として規定されていない。【出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項】

現状

- ・ 農村経済社会の崩壊危機からの復旧・復興スタート
- ・ 人手不足の深刻化
- ・ 海外との技術交流拡大

H28. 4
熊本地震

規制改革
の方向

入管法における在留資格要件の緩和

規制改革
の
提案内容

母国等で農業の経験があり、かつ、農業支援をしつつ、高度な技術習得を目指す外国人材を『熊本型特区事業』の対象者として、在留資格「特定活動」に位置づけ入国・就労を可能とする。

- 要件：震災復興を含む農業支援をしつつ高度な技術習得を目指す者とは
- ① 農業災害対応能力を含む高度な農業技術等習得を目指す者
 - ② 農作業等の実務経験を有し、かつ、日本語の能力を有していること

雇い手・働き手両者がWIN-WINの関係づくり

熊本農業の創造的復興

短期間で高度な技能習得
・
母国の農業振興

- ・ 被災地を含めた地域の活性化
- ・ 熊本県農業の更なる成長

日本農業の
成長加速

『熊本型特区事業』の特徴・強み

- ・ 震災復興支援
- ・ 農業成長支援
- ・ 人材育成支援

◆年間を通じた多様な業務・先進農業技術研修

○年間を通じ、“生産・加工・流通など農業の全行程が学べる多様な業務”と農業大学校を中心とした“先進農業技術研修”を組み合わせたプログラムを実施。

◆農業外国人材に対する生活支援

規制改革提案

● 公営住宅の利用に係る入居者資格の要件緩和【公営住宅法第23条】

「熊本型特区事業」外国人材の住居として、公営住宅を利用する。
⇒ 公営住宅の入居者資格（収入の上限158千円以下）の要件緩和を提案。

● 学生納付特例制度の対象者の要件緩和【国民年金法第90条の3】

日本在住の学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される。
⇒ 「熊本型特区事業」外国人材について、同様の特例制度の適用を提案。

● 送迎体制の整備【国家戦略特区法第16条の2】

国家戦略特区では、訪日外国人をはじめとする観光客に対して、自家用自動車を活用した運送が可能。
⇒ 外国人材の輸送需要に対応した同様の制度の創設を提案。

● 日本の運転免許証への切り替えに係る手続きの簡素化【道路交通法】

外国免許証を日本の運転免許証に切替える際には、知識確認、技能確認が必要。
⇒ 「熊本型特区事業」で想定する外国人材について、日本の運転免許証への切り替えに係る手続きの簡素化（免除等）を提案。

◆「熊本型特区事業」修了者の活躍

規制改革提案

● 『熊本型特区事業』修了に伴う在留資格の付与

【国家戦略特別区域法・政令（国家戦略特区農業支援外国人受入事業）】

【出入国管理及び難民認定法 第2条の2第2項】

幅広い知識・技術を得た「熊本型特区事業」の修了者が日本国内でも農業人材として活躍する。

⇒ 「熊本型特区事業」修了者には、国家戦略特区農業支援外国人受入事業と同等の在留資格を付与する。

ハラール食肉生産活動に係る出入国管理及び難民認定法の特例

5

阻害要因
・
関係法令

ハラール牛肉の生産活動におけるスローターマン(イスラム教徒のと畜人)は、入管法における在留資格として規定されていない。

(「農林水産省生産局長公告」に基づく特別許可で、入国・就労のみ)

【出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項】

現状

・ハラール食肉の生産活動に不可欠なスローターマンを安定的に確保できない。

・現行制度では、事業者への事務負担が大きく、実現困難な要件(※)ある。 ※事業計画の期間が終了するまでに、ハラール牛肉の概ね全量がイスラム圏に輸出又は国内出荷されること 等

規制改革
の方向

入管法における在留資格要件の緩和

規制改革
の
提案内容

・特区に限り「スローターマン」を入管法における入国・就労可能(在留資格「特定活動」に位置づけ)とする。

・事業者がスローターマンの就労を担保するための様々な事務要件を緩和する。

規制改革
の効果

(目指す姿)

ハラール食肉の生産活動に欠かせない人材を安定的に確保できる

新規参入がしやすくなる

・国産畜産物のイスラム圏への輸出拡大戦略
・国内需要への対応(インバウンドが安心して食べられる食材提供)
・国際スポーツ大会等での国産畜産物の供給と美味しさのPR
2019 ラグビーワールドカップ・女子ハンドボール世界選手権
2020 東京オリンピック・パラリンピック大会

【参考】 熊本県における
ハラール対応牛肉の取組概要

◆インドネシア向け

○ゼンカイミート株式会社(球磨郡錦町)は、牛肉処理に特化した国内でも数少ない食肉センター。

○平成24年度にインドネシアのハラール認証を取得し、平成26年度に国内初の対インドネシア輸出牛肉取扱施設に認定された。

【平成26年度農林水産省補助事業(強い農業づくり交付金)施設整備】

○インドネシア政府の規制強化等による中断が、一時生じたものの平成28年に2.7トンを、29年の1～11月で6.4トンを輸出。インバウンド向けなど国内需要にも対応。



◆マレーシア向け

○ゼンカイミートは、平成28年度にマレーシアハラール取得。

○平成29年9月にはマレーシア政府の査察を受け、同年11月に牛肉輸出が解禁され、最初の認定施設となった。

マレーシア政府査察団
蒲島知事表敬訪問



◆UAE向け

○ゼンカイミートは、平成28年度にUAEのハラール取得。

○平成29年12月にUAE政府衛生部局の現地査察受け、平成30年1月にUAE政府の登録施設となった。

○現在、日本国内における最終手続き中。

農道・公道における農業機械の自動(無人)走行の特例 (広域農場の取組推進)

阻害要因
・
関係法令

無人トラクター等自動で農作業を行う農業機械は、圃場内で無人状態の作業や農道・一般公道の通行ができない。

【農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン、道路交通法第70条】



引用: 政府広報オンライン

現状

- ・農業機械を監視・運転する必要がある(人手を要する)。
- ・農業機械による交通事故が多発している。

規制改革
の方向

農業機械の完全自動化に向けた規制緩和

規制改革
の
提案内容

- ・運転手の有無に関わらず、圃場内で無人状態の作業を可能とする。
- ・圃場間を移動するための農道や一般公道の通行を可能とする。

規制改革
の効果
(目指す姿)

運転手が不要となり、他の作業に従事できる

農業機械の運転技術、生産技術の習得が不要。

作業効率が上がり、規模拡大が可能。

- ・人手不足、高齢化による農業の先細りを補完
- ・農作業事故の減少

メガ農場での活用で大幅なコスト削減

負担の少ない農業が可能
→ 農業が誰にでもできる

新規就農・参加者が増加

【参考】 熊本県における
広域農場推進の取組概要

① メガ法人設立と生産コスト削減

○ 6つのメガ法人が設立

- ・ 営農ビジョンの策定
- ・ 集落座談会等の合意形成活動

～全国に先駆けた
県の総力を挙げた支援～

※総合的な支援事業創設、普及職員のコーディネート、農地中間管理機構の積極的な活用等

○ 農地集積等によりコスト3割削減を実現

- ・ 農地中間管理機構による農地の集積、集約化
- ・ 機械の整理統合と大型機械の導入支援

② 熊本地震でも活躍！

○ 平成28年熊本地震による水路の破損等から水稻作付けができない水田が発生

○ 大豆用機械を保有しない地域は、メガ法人が中心に農作業を実施、作付転換

→ 不作付地を最小限に抑えた



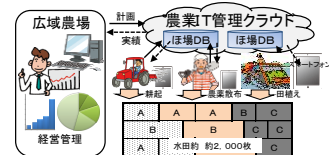
～地域農業のセーフ
ティーネットとして活躍～

③ メガ法人の今後の展開

○ メガ法人の経営理念や生産コスト削減の取組みを県全域へ波及

○ ICTシステムや農業機械の自動化技術等を活用し、

メガ法人のさらなる経営強化等、
輸出を見据えた世界と戦える
担い手モデルとして育成



熊本の森林・林業の現状と課題

○全国で有数な林業県

- ・木材生産額：全国第4位
(うちスギ3位、ヒノキ2位)
- ・主伐可能面積：16万ha(全体の約7割)



○平成28年4月熊本地震が発生

- ・農林水産関係被害額(※)：1,777億円

※H29.4.10時点

うち林業：438億円

山腹崩壊

箇所数：439箇所
被害額：386億円



過去最大の被害

“危機的状況”

森林の施業の放棄

林業の担い手の減少

「熊本広域農場構想」の展開 ～県の総力を挙げた支援～

○全国に先駆けて、“農地集積”⇒“メガ法人の設立”

平成24年度から、農地集積を推進し、100haを超える経営面積を有する「メガ法人」による生産コスト削減を図る取り組みを開始。

⇒6つのメガ法人が設立

- ・営農ビジョンの策定
- ・集落座談会等の合意形成活動

⇒農地集積等により、コスト3割削減を実現

- ・農地中間管理機構による農地の集積、集約化
- ・機械の整理統合と大型機械の導入支援

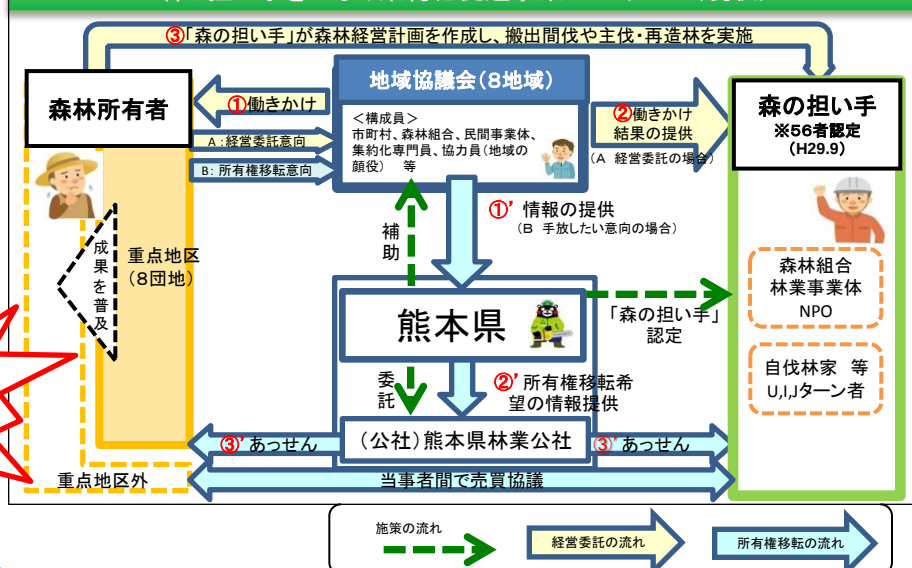


全国知事会が実施する、平成29年度の「先進政策バンク」
熊本県：農林水産分野で1位 受賞
「メガ法人による世界と戦える土地利用型農業の推進」

「森の担い手」への森林集約化促進

平成27年度から、全国に先駆けて、森林経営の集約化を進めるモデル団地を指定し、市町村と森林組合等が一体となって、森林所有者への働きかけを行うとともに、県が認定する「森の担い手」へ森林整備や経営の委託を促進する取組を展開。

森と担い手をつなぐ集約化促進事業のスキーム(現状)



取組みの強化が必要

“森林の担い手への集約化”と、“新たな担い手参入の加速化”

今回、森林集約化・新たな担い手参入への規制改革を提案

ノウハウの活用

やるべきこと

民間企業等の新たな担い手を確保

森林の施業を、担い手へ集約

阻害要因
・
関係法令

県の認定を受ける「事業主(認定事業主)」は、既に森林施業等を行っている事業体に限定
(認定事業主は、社会保険等の事業主負担分の助成や新規就業者の研修費の補助などの特例あり)
【林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について第1の2】

森林の施業を遵守していない所有者への対応を限定
(市町村からの勧告、県の裁定のみ)
【森林法第10条の10～11】

所有者不明森林への対応を限定
(市町村からの公告、県の裁定のみ)
【森林法第10条の11～12】

森林の所有者情報の提供・利用を限定
(固定資産課税台帳に記載された平成24年4月以降の所有者分のみ)
【地方税法第22条及び森林法第10条の7】
(相続登記は義務化されていない。)
【不動産登記法第62条及び登録免許法第9条の別表第一】

現状



新規参入が難しい状態

施業していない森林がそのままの状態



森林の施業を遵守していない所有者への対応方法を緩和

所有者不明の森林がそのままの状態

森林所有者が不明な森林の取扱いを緩和

所有者が分からないままの状態



森林所有者情報の提供範囲を緩和

規制改革
の方向

認定事業主の認定要件の緩和

規制改革
の
提案内容

提案Ⅰ 新たなプレーヤー(民間等)の参入認定

新規参入し、森林施業を行おうとする者も、参入計画をもって、認定事業主として認定可能とする。



提案Ⅱ-① 中間管理機構の設置

県が「森林版中間管理機構」を設け、森林所有者(市町村)から管理委託(再委託)を受け、担い手へ管理委託する業務及び森林の所有権を取得し、担い手へ売り渡す業務を行うことを可能とする。

提案Ⅱ-② 管理委託

市町村からの勧告、県の裁定を経ることなく、市町村が森林の管理委託を受け、担い手への再委託をすることも可能とする。

提案Ⅱ-③ 利用権設定等

共有林について、市町村からの公告、県の裁定を経ることなく、事実上の管理者の判断で、自治体等による利用権設定又は管理委託等を可能とする。

提案Ⅱ-④ 利用権設定等

所有者不明森林について、自治体による公示を経て、自治体等による利用権の設定を可能とする。

提案Ⅲ 所有者不明森林の特定

提案Ⅲ-① 情報提供
固定資産課税台帳の森林所有者情報については、全ての関係地方公共団体への情報提供を可能とする。

提案Ⅲ-② 強制登記

全ての森林所有者に対して、相続登記を義務化する。



提案Ⅱ 森林版中間管理機構の設置等で、経営委託・利用権設定等

新規参入のハードルが下がり、参入しやすくなる。

新規参入にあたって、求める森林の確保が可能となる。

森林の施業を遵守できない所有者が所有する森林や所有者不明の森林がスムーズに担い手に管理委託・所有権移転される。
→充実した森林資源が、担い手に集約化される。

多くの民間企業等新たな担い手が参入する。

- ・林業に関わる新規参入
- ・民間資本の投入



地域経済の活性化、「稼げる林業」へ

関連事項

提案Ⅳ

森林所有者の責務の明確化
→適正な管理が困難な場合は、第三者に管理委託等を行うこと。



規制改革
の効果
(目指す姿)

熊本県が提案する特区の姿

- 充実した森林資源を担い手へ集約化
 - 林業に関わる新規参入・民間資本の投入
 - 地域経済の活性化
- 稼げる林業へ

<当面(H35)の目標>

- 森林経営計画の認定率(森林集約化率) : 92%
- 新規認定事業体数 : 33事業体
- 新規就業者数 : 115人

全国に先駆けた『森林版 中間管理機構』の設置(新たなスキーム)

○熊本県での「森林中間管理機構」設置の必要性

森林の集約化
及び利用の効
率化を促進する
ための仕組みが
限定的。

幅広い
対応

- ◆**自己管理できない森林所有者・所有者不明森林**が、安心して、多くの意欲ある林業経営者へ委託・売却(所有権移転)できるよう公的機関が関与する広域的なマッチングシステム(森林の中間的受皿)が必要。
- ◆**民間等の新規参入者**が、安心して、林地の確保と集約化を進め、経営参入するためには、林地を広域的に中間保有・再配分する公的機関が関与した組織が必要。

新たな
スキーム

県段階組織「森林中間管理機構」を創設し、自己管理できない森林を取得し、新たなプレーヤー(民間等)をはじめ、意欲ある「森の担い手」に再配分し、稼げる林業を実現する。

規制改革 提案Ⅰ

認定事業主の認定要件の緩和

新規参入が
難しい状態

新たなプレーヤー(民間等)の参入計画をもって認定可能に。

規制改革 提案Ⅱ

当該所有者への対応方法の緩和

施業してい
ない森林、所
有者不明の
森林がその
ままの状態

森林版中間管理機構の設置等で、意欲ある「森の担い手」への経営委託・所有権移転・利用権設定を可能に。

規制改革 提案Ⅲ

森林所有者情報の提供範囲の緩和

森林の所有者
が分からない
ままの状態

課税台帳情報提供及び強制登記(義務化)で、所有者不明森林の特定を可能に。

【関連事項】提案Ⅳ

森林所有者の責務を明確化

森林の管理が
できない(し
ていない)

